

佐賀県規則第25号

佐賀県食肉衛生検査所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県食肉衛生検査所管理規則（昭和56年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第5条 検査所に所長、<u>課に課長</u>を置く。</p> <p><u>2</u> 略</p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>に定める者のほか、検査所に課長及び係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2・3</u> 略</p> <p><u>4</u> <u>前条第3項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、検査所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(職務の代行)</p> <p>第7条 所長不在のときは、<u>総務課長</u>がその職務を代行する。</p> <p><u>2</u> <u>前項</u>の規定により、代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに所長の後閲を受けなければならない。</p>	<p>(職制)</p> <p>第5条 検査所に所長を置く。</p> <p><u>2</u> <u>検査所に副所長を置くことができる。</u></p> <p><u>3</u> <u>課に課長を置く。</u></p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> <u>前各項</u>に定める者のほか、検査所に課長及び係長を置くことができる。</p> <p>(職務)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2</u> <u>副所長は、所長を補佐し、検査所の事務を整理する。</u></p> <p><u>3・4</u> 略</p> <p><u>5</u> <u>前条第5項</u>の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、検査所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(職務の代行)</p> <p>第7条 所長不在のときは、<u>副所長</u>がその職務を代行する。</p> <p><u>2</u> <u>所長及び副所長がともに不在のときは、総務課長が所長の職務を代行する。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>の規定により、代行した事項について必要があると認められるものは、速やかに所長の後閲を受けなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県食肉衛生検査所管理規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。